

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会事務局 文化課

不利益処分の内容	栃木市文化会館入館の制限
根拠法令等及び条項	栃木市文化会館条例第15条
	根拠条項 栃木市文化会館条例第15条
	参考事項
設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 入館の制限（栃木市文化会館条例第15条）</p> <p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会館の入場を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 公益を害し善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められる者</p> <p>(3) その他管理上支障があると認められる者</p>